

庁舎整備の基本方針について

1 方針

市は合併以来、庁舎整備のあり方について調査・協議を重ねてきた。とりわけ平成24年度には公共施設のあり方市民委員会を設置し、平成25年度からは、特に庁舎整備のあり方に重点を置いて集中的に協議を行い、最終答申が提出されたところである。

その最終答申を尊重し、総合的に検討した結果、庁舎整備の基本方針は、分庁方式による庁舎配置とする。

(理由)

① 方針決定時期

庁舎整備において有効な財源である合併特例債の活用期限が迫っており、庁舎整備方針を決定する時期を迎えているため。

② 均衡あるまちづくり

分庁方式により、地域拠点でのにぎわいや行政サービスを維持・確保していくことが、市民全体の市政参画や市全体の安定につながると考えるため。

③ 財政への影響

次の方法により、庁舎整備にかかる費用を抑えることができると考えるため。

○当面、分庁方式を選択することで、多額の初期投資費用を抑える。

○基礎自治体を取り巻く状況を勘案し、職員数の適正化を図りながら、既存公共施設を有効活用した庁舎の配置を再検討することで、将来の投資費用を抑える。

④ 合併特例債の活用

合併特例債については、分庁方式を維持するための耐震化事業や、他公共施設の再編整備事業に有効活用ができるため。

2 方針に基づく本庁・支所機能

① 防災機能を確保するとともに、庁舎の面積や設備などを考慮し、大柿分庁舎に本庁を置く。

② 大柿分庁舎に集約できない本庁機能は、支所など他公共施設に配置する。また、職員数削減による本庁機能の集約を将来構想とする。

③ 地域拠点としての支所機能は、まちづくり支援、相談業務及び窓口サービスなどを確保するとともに、施設については、集会機能との複合化を目指す。モデル事業として沖美町に市民活動センターを整備する。

3 今後の取組

① 庁舎整備ガイドラインの策定（平成26年度）

② 庁舎整備等市民懇話会の開催（ガイドラインに市民意見を反映するための会議を設置）

③ 公共施設整備基金の設置